

徳島県知事 殿

住 所
氏名等

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)〔第93条第1項・94条第1項〕の規定により、関係書類を添付し、別紙のとおり〔届出・通知〕します。

